

賃貸借契約書（長期継続契約）（案）

奈良市（以下「発注者」という。）と

（以下「受注者」という。）

とは、次の条項により奈良市公用自動車賃貸借に伴う車両（以下「リース車」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が自己所有のリース車を発注者の使用に供し、発注者がこれを借り受けることを目的とする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（契約対象リース車及び保管場所）

第3条 契約対象リース車及び保管場所は、次のとおりとする。

（1） リース車及び数量

道路パトロールカー（緊急自動車） 1台

（2） 保管場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所

（賃貸借料）

第4条 この契約に係る賃貸借料は、月額 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税 額 円）とする。（別紙参照のこと）

（契約期間全体の執行予定額は、金 円）

（賃貸借料の支払）

第5条 賃貸借料は、3月分ごとの後払いとし、受注者は、3月目の末日までに3月分の賃貸借料の支払を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から賃貸借料の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を受注者に支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して、未払賃貸借料につき、遅滞日数に応じて、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

(リース車の搬入出等)

第7条 リース車の搬入出等は、受注者がその負担により行うものとする。

(リース車の保守及び操作方法等の指導)

第8条 受注者は、リース車について定期的に点検調整を行い、リース車を正常な状態で使用できるように保守しなければならない。

2 受注者は、リース車が故障した場合は、発注者の請求により、速やかに修理し、正常な状態に回復させなければならない。

(同意を要する事項)

第9条 発注者は、次の各号に定める事項については、あらかじめ書面による受注者の同意を必要とする。

(1) リース車に他の機械器具を取り付ける場合

(2) リース車にステッカー等を貼り付ける場合

(3) リース車を改造する場合

(調査等)

第10条 発注者は、この契約に基づくリース車の操作方法の指導及び保守について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、その実施について必要な指示をすることができる。

(リース車の所有権)

第11条 リース車の所有権は、受注者に属し、発注者は、それを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

2 受注者は、発注者が故意又は過失によってリース車をき損、破損又は滅失したときは、その賠償を発注者に対し請求することができる。この場合において、第14条の自動車保険で補償された損害について、受注者は、発注者に対して賠償請求することができない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第12条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(リース車の引き取り)

第13条 受注者は、第19条から第21条までの規定によりこの契約が終了した場合、リース車を速やかに引き取るものとする。

2 前項の引き取りに際して、発注者は取り付けた他の機械器具を取りはずす等、リース車を納入当時の原状に復するものとする。

3 受注者が前項の引き取りをするときには、発注者はその作業が円滑に遂行されるよう協力する。
(保険)

第14条 受注者は、リース車に受注者の費用で自動車保険を付するものとする。

(立入権)

第15条 受注者は、リース車の保守のためリース車の駐車場所に立入ることができる。この場合、受注者は社員証等を必ず呈示し、発注者の定める管理規則に基づいて入退場するものとする。

(秘密の保持)

第16条 受注者及びこの契約の従事者(従事していた者を含む。)は、この契約を履行するうえで知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の終了後においても同様とする。

(盗難、損傷等発生時の措置)

第17条 発注者は、リース車の盗難、損傷等が発生したときは、遅滞なく受注者に通知するものとする。

2 リース車に前項の事態が発生し、発注者がリース車を使用できなくなった場合には、当該リース車についてのこの契約は終了するものとする。

3 前項の場合、発注者は受注者が請求する中途解約金を支払うものとする。

(損害賠償)

第18条 受注者は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として賃貸借料の総額から完了部分の額を控除した金額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(談合その他不正行為による解除等)

第20条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(暴力団排除措置による解除等)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められると

き。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（受注者の解除権）

第22条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（談合等に係る違約金）

第23条 受注者は、この契約に関して、第20条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに問わず、賃貸借料の総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15条）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

（予算の減額等による契約の変更等）

第24条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第25条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(特記事項)

第26条 本契約が契約期間の始期までに締結されない場合において、発注者、受注者双方の協議により、当該始期から契約締結時までに行われた行為は、本契約に基づくものとして取り扱うものとする。

(協議)

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、発注者及び受注者が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

発注者

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲 川 元 庸

受注者

別 紙

(賃貸借料)

第4条 この契約に係る各年度の賃貸借料は、次のとおりとする。

- | | | |
|-------------------------|-------|---|
| (1) 令和7年度 (月分から 月分まで) | 年 額 金 | 円 |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) | | |
| (2) 令和8年度 | 年 額 金 | 円 |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) | | |
| (3) 令和9年度 | 年 額 金 | 円 |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) | | |
| (4) 令和10年度 | 年 額 金 | 円 |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) | | |
| (5) 令和11年度 | 年 額 金 | 円 |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) | | |
| (6) 令和12年度 | 年 額 金 | 円 |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) | | |
| (7) 令和13年度 | 年 額 金 | 円 |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) | | |
| (8) 令和14年度 (月分から 月分まで) | 年 額 金 | 円 |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) | | |

(契約期間全体の執行予定額 金 円)